

放課後等デイサービス事業所における自己評価結果(公表)

公表:令和6年2月26日

事業所名 心きらきら中川児童デイサービス事業所

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		個別療育は子どもが落ち着く個室スペースを利用。感覚訓練やサーキットレーニングにはプレイルームを時間入替制で活用しています。	子どもの特性及び発達に応じた施設設備を整備し、適切な療育が行えるよう、努力を重ねます。
	2	職員の配置数は適切である	○		高い専門性を発揮できるよう、経験豊かで、免許資格を有する職員を、基準数以上配置しています。(保育士、言語聴覚士、公認心理師、小学校教諭等)	有資格者を基準数以上配置しています。今後とも障がいのある子どもの療育に必要な専門職を確保し、継続的に福祉サービスの質を高めていきます。
	3	事業所の設備等について、バリアフリー化の配慮が適切になされている	○		建物自体を子どもの目線で改装してあります。トイレは広さと機能を備えた多目的トイレを設置。また、季節の花や壁面装飾などを配することで、少しでも快適に過ごしていただけるよう、心がけています。WebカメラとIpadにより、療育場面の中継を別室で見学が可能。	案内図やシンボルマークの貼付など、視覚支援ツールによる建物内の理解の構造化に努めます。
業務改善	4	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	○		定期的なミーティングや個別の面談を通して、全体の目標や取組の方向性を確認するとともに、実践の評価をもとに改善に取り組んでいます。事業所内での全員協議の機会を毎月設けて、ビジョンの共有に努めています。	職員が一体となって、教材の開発・工夫、支援方法の研究、発達検査の実施など、療育の質的向上に努めています。また、合議の下に、配置変換、空間利用など、合理的な環境整備に努めています。
	5	保護者等向け評価表を活用する等によりアンケート調査を実施して保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		本事業所を利用する保護者を対象として、定期的アンケートを実施し、意見集約に努めるとともに、得られた結果を具体的な業務改善につなげています。	保護者支援、家族支援を目的とする集いの「やまびこ会」を開催していますが、評価アンケートの結果からは、十分に周知されていないことが伺えましたので、今後とも一層の広報活動に注力します。
	6	この自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		理事会、評議員会での審議を経て、自己評価表をホームページ上で公開しています。また、会報(ニュースレター)を2か月に1回発行し、事業所の取組や療育の内容、職員のプロフィールや身近な出来事などを紹介しています。	会報(ニュースレター)を利用者への配布にとどめず、地域の自治会、近隣の幼稚園や保育園、小中学校などにも配布し、顔の見える関係づくりや理解促進に努めているところです。
	7	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	○		理事会、評議員会での審議を通して、幅広い見識のある方々からの意見も採り入れ、業務の改善に取り組んでいます。	今後も、より客観的な評価のあり方や外部の第三者評価の導入に向けて、研究を深めます。地域とともにある事業所としての業務改善に繋げていきます。
適切な支援の提供	8	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		隔月に1回、外部の支援者を対象とする公開研究会「心きら研」を開催しています。事業所内向けには、職員全員を対象とする研修会を年間2回以上開催。事例検討会を開催し、療育指導の研究の深化に努めるとともに、全体ミーティングを計画的に開催し、療育関係者全員による運営検討を進めています。また、新規採用職員を対象とする新人研修会の実施。自主的な研究として、教材の研究プロジェクトの通年継続開催しています。	職員の資質向上を図るための外部機関での研修会、発達検査に関する講習会への派遣参加、その還流研修会、勉強会の実施を見込んでいます。利用者の在籍する保育園、学校などとの定期的な関係者会議や連携会議、ケース会議の開催に積極的に参画してまいります。
	9	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成している	○		相談支援事業所からの情報、公的機関での発達検査結果、事業所内での観察や聴き取りなどをとらえて総合的に分析し、子どもの特性と実態に合わせた放課後等デイサービス計画を作成しています。	在籍する小中学校などとの連携会議などでの情報収集をはかるなど、子どもに関する幅広い実態把握に努めます。専門用語に偏らないように留意し、保護者にわかりやすいことばで児童発達支援計画を提示できるように心がけます。
	10	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○		外部の公的機関で実施した、WISC、新版K式発達検査等の標準化されたアセスメントツールによる検査結果や事業所内での観察法による実態把握に努めています。	今後とも新規利用者、長期間検査から遠ざかっている利用者、就学を控えている利用者等を対象として、重点的、計画的に発達検査を実施できるように体制を整備します。また、保護者の求めに応じて、療育の様子を支援シートとしてまとめ、園や学校との連携ツールとして活用してまいります。
	11	活動プログラムの立案をチームで行っている	○		個別療育については、児童発達支援管理責任者との協議により療育プログラムの計画、立案を進めています。集団療育については、各グループの療育者による合議により、療育プログラムを立案しています。余暇活動の一環として、生け花のグループを組織し、専門講師を招いて、日本文化に触れる機会を確保しています。	活動プログラムについては、普段から各療育担当者や他職種職員との間で意見交換できるような時間枠を設け、各チームが円滑にプログラム化出来るように整備を図ります。生け花のグループについては、発表の場を事業所内の展示発表のほか、地域の文化祭に求めるなど、機会をとりながら活動の成果を広く発信して行きます。
	12	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		講演会や研修会、公認心理師などの専門職との意見交換を通して得られた気づきを療育内容や活動プログラムに反映している。	子どもの興味、関心が引き出せるように、子どもの発達特性に合わせた柔軟な療育を展開して行きます。
	13	平日、休日、長期休暇に応じて、課題をきめ細やかに設定して支援している	○		学校での活動時間や子どもの特性、体調などに合わせた、柔軟な支援が行えるように心がけています。	学校の長期休業期間中においては、子どもの生活リズムが崩れないよう、家庭との連携を欠かさず、療育の時間帯の設定などに配慮してまいります。
	14	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ放課後等デイサービス計画を作成している	○		見学、面談の機会をとらえて、簡単なアセスメントを実施するとともに、子どもの実態を的確に判断し、療育方針決定委員会での審議をもとに、個別療育、集団療育へとつなげるなど、個別の発達特性に合わせた療育プログラムを核とする放課後等デイサービス計画を作成しています。	事業所の特質でもある個別療育と集団療育の連関性や小集団による子ども同士の関わりを育む取り組みを推進します。また、効果の検証にも取り組みます。さらに、保護者の求めに応じて、療育の様子を支援シートとしてまとめ、園や学校との連携ツールとして活用してまいります。
	15	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		毎日、朝のミーティングの時間をとり、利用者や日課の確認、療育室の調整等について話合っています。	協議の時間が必要な場合には、職員全員による事業所内のミーティングを定例化するなど、職員間の情報共有や意思統一に努めます。
	16	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気づいた点等を共有している	○		終了後に療育内容や子どもの反応で気づいた点等について、話し合っています。	定期的に療育者と専門的な職種の職員との話し合いの時間を設定するなど、組織的な対応力の向上に努めます。集団療育の担当者間においても、チームとしての協議を通して、療育内容の質的向上が図れるよう、取組を進めます。
	17	日々の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○		日々の療育での子どもの様子や支援内容の記録を残し、子どもの成長や療育の効果の検証に活用しています。	記録内容を定期的に見直し、自己評価による振り返りと次回の療育への改善につなげられるよう、周知します。
	18	定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断している	○		相談支援事業所との連携による定期的なモニタリングを実施しています。	利用者の成長やニーズの変化に対応するなど、常に利用者の実態に即した適切な療育プログラムとなるよう、改善に取り組みます。また、利用者の在籍する小・中学校などと連携し、課題の共有と効果の検証に努めます。
19	ガイドラインの総則の基本活動を複数組み合わせ合わせて支援を行っている	○		アセスメント後、子どもの状況を判断しその子どもに見合った活動が行えるようにプログラムを組んでいます。	より療育の質を高めるために子どもの発達特性の把握に努めたいと考えています。	
20	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○		療育担当者が会議に参加することが望ましいが、通常の療育業務時間との重複が生じることから、zoomなどのweb会議により療育担当者あるいは児童発達支援管理責任者が出席している。	今後ともzoomなどのweb会議の活用により、積極的にサービス担当者会議に参画し、子どもの特性に応じたきめ細やかな支援のあり方を探求してまいります。	

関係機関や保護者との連携	21	学校との情報共有(年間計画・行事予定等の交換、子どもの下校時刻の確認等)、連絡調整(送迎時の対応、トラブル発生時の連絡)を適切に行っている	○	利用者の在籍する学校との連絡連携に努め、定期的な来所による見学機会の確保や訪問による相談支援を実施している。	今後とも、定期的な連絡連携を持続し、より緊密な関係構築に努めます。
	22	医療的ケアが必要な子どもを受け入れる場合は、子どもの主治医等と連絡体制を整えている		子どもの主治医や専門医との連携を図るため、ご本人やご家族の理解を得たうえで、定期検診への同席、先生へのご挨拶などに取り組んでいます。	医療的ケアの必要な子どもの療育についての研究や条件整備に関する事など、段階的に検討してまいりたいと考えています。
	23	就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めている	○	就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との連絡連携に努め、定期的な来所による見学や相談支援を実施している。	今後とも、定期的な連絡連携を持続し、より緊密な関係構築に努めます。また、発達障がい起因する不登校や行き渋りの子どもの支援、発達特性のある外国籍の子どもの支援などについても、実例を重ねることで関係強化に努めます。
	24	学校を卒業し、放課後等デイサービス事業所から障害福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等している	○	移行支援シートの作成や支援ブックなどに記述を加えたりするなど、引継ぎに必要な情報の共有に取り組んでいます。	切れ目のない支援が引き継がれていくよう、必要な情報提供ができるように努力します。また、適切な情報管理にも留意します。また、保護者の求めに応じて、療育の様子を支援シートとしてまとめ、園や学校との連携ツールとして活用してまいります。
	25	児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○	主に研修事業を通して、児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携しています。	自治体による地域包括支援や地域支援ネットワークの構築などの参画メンバーとして、連携を深めてまいります。
	26	放課後児童クラブや児童館との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	○		地域の放課後児童クラブや児童館との交流や地域の子どもとの活動について参画を検討します。
	27	(地域自立支援)協議会等へ積極的に参加している	○		地域の自立支援協議会、子育て会議への参画を図ります。
	28	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○	療育の機会にご家族との懇談の時間を設定し、子どもの状態や課題、療育内容や家庭療育への敷延などについて意見交換し、共通理解のもとに支援を継続しています。	療育内容をわかりやすく伝え、課題への共通認識を抱く、ともに子どもを支えるメンバーであることを理解していただけるよう、努めます。
	29	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対してペアレント・トレーニング等の支援を行っている	○	保護者に対しての明確な家族支援プログラムの実施は設定していません。療育の機会にご家族との懇談の時間を設定し、子どもの状態や課題、療育内容や家庭療育への敷延などについて意見交換し、共通理解のもとに支援を継続しています。支援の方向性や工夫等を伝達できるようにしています。	ペアレント・トレーニング等の家族支援プログラムによる支援について、今後の研究課題にしていきたいと考えています。
保護者への説明責任等	30	運営規程、支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○	初回の利用時に個別対応の時間をとって、契約書、重要事項説明書に関する説明を項目毎に行うとともに、質問にも十分な時間を充てています。	不明確な部分がないように説明の仕方や内容に工夫をしていきたいと考えています。
	31	保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○	日常的に保護者への声かけを行うとともに、就学移行時には専門的な助言を行うなど、適時的な支援に努めています。	悩みを伝えにくい保護者へのケアを含め、日常的な話から悩みを引き出せるようにしています。継続的に会話する機会を作りたいと考えています。
	32	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○	当事業所をご利用されているご家族を対象とする勉強会、分かち合いの会「やまびこ会」を毎月第3土曜日に開催しています。コロナ禍の最中であっても、家族支援の使命に鑑み、衛生環境には十分に配慮し、「やまびこ会」を継続開催してまいりました。ご利用いただき、誠にありがとうございます。また、就学期に合わせた保護者向け講演会を開催しました。先輩のお母さんの体験談やzoomでの「あるあるエピソード」など、楽しいひと時になりました。	保護者同士の連携を支援していきます。保護者会ややまびこ会での発表に協力していただける保護者を募って、活動の活性化を図ります。
	33	子どもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応している	○	相談や苦情、要望などの申し入れには、規則にそって傾聴に徹し、迅速丁寧かつ真摯に対応することとしています。解決が困難な場合には、第三者委員会を設置し、対応できるようにしています。	相談や苦情、要望などの申し入れは、「組織の宝」と認識し、今後とも親身に対応することとします。解決が困難な場合には、第三者委員会を設置し、誠実に対応することとします。
	34	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○	ホームページで見る事が出来るようにしています。活動報告書は掲示板に掲示しています。	2か月に1回ニュースレターとして会報を発行しています。
	35	個人情報に十分注意している	○	個人情報に関する書類の管理は徹底して行っています。	個人名が記載されたものに関してはシュレッダー処分させて頂いております。
	36	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○	夏季・冬季の休業期間中に特別企画の行事等を開催し、療育で培った社会性発揮の場とするとともに、ご家庭への謝意をお伝えすることができました。また、ホームページ上での発信や会報の配布に加え、受付では積極的に言葉がけするなど、話題の提供や情報伝達に努めています。	保護者と情報共有や子どもの状態の把握ができるように努めています。
	37	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○	8月に納涼茶会を開催し、地元の理事の方々や利用者のご家族などの参加を得て、当事業所の療育の理解促進を図る好機になりました。	地域や社会福祉協議会の行事に積極的に参画するなど、地域ネットワークの構築に努めます。
	38	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、職員や保護者に周知している	○	継続計画、マニュアルを策定し、発災を想定した訓練を実施しています。新型コロナウイルス感染症対策に保護者の協力を得て、取り組んでいます。	利用者やご家族も含めた訓練を地域と連携して実施できればと考えています。
	39	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○	年に2回、防火、地震防災、避難訓練を行っています。利用者の方々にも参加していただく訓練となっています。今年度は、防災頭巾を整備するなど、着実に取組を進めています。	備蓄品や設備の整備を図るとともに、訓練に関しては対応方針について理解し、設定された役割を実行できるように協働しています。洪水想定での避難訓練にも取り組んでいきます。
非常時等の対応	40	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○	研修会などへの派遣と還流、全体ミーティングにより、虐待禁止を前提とした虐待の定義や事例に学ぶなど、虐待防止に関する意識の定着を図っています。	外部研修会への積極的な参加を継続するなど、今後とも職員全員の見識を深め、虐待禁止のための規程などの整備を進めていきたい。
	41	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し理解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載している	○	基本的に身体拘束は禁止している。やむを得ず、送迎や事業所外の活動で、自動車による移動時の安全確保のために、必要最小限の範囲において固定補助具を使用する場合などが該当する。確認必須の条件となるため、事前に保護者への確認を徹底しています。	身体拘束禁止についての理解促進につながる研修会の開催、委員会の開催などを通じて、共通意識の醸成に努めます。また、事業所内で必要な規程等を改正するなど、必要な措置を講じます。自傷他害の恐れがあり、身体拘束の必要性がある場合については、保護者との協議を行い、同意をいただいた内容にそって、必要性がある場合にのみ、実施することとします。同意書を作成し保護者との信頼関係において、ご理解、ご協力が得られるようにしていきます。
	42	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○	聴き取り調査やプロフィールの調査用紙への記述から情報を得ており、療育担当が決まり次第、一連のアレルギー反応の度合いやアレルギー物質、発作の発現時の対応などについて、事前に詳しく状態をお伺いし、適切に対応できるよう、努めています。	指示書の確認やアレルギーへの対応方法を保護者に確認し、対応策の検討を事前にできるように、継続的に取り組んでいきます。
	43	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○	ヒヤリハットの発生時には、事業所内で報告書を作成し、情報の共有を図り、再発防止に努めています。	今後とも、日ごろの療育でのヒヤリハットの気づきを大切に、職員一人ひとりが自発的、積極的、肯定的にヒヤリハット事例に向き合えるように、安心安全第一に取り組む職場風土の醸成に努めます。